

(令和2.4.10)

執行事件の実施業務について（横浜地裁）（確定版）

第1 継続業務

- 1 職員の出勤管理
- 2 郵便物、宅配便の受付及び配布
- 3 提出書類の立件
- 4 電話等の問合せ対応

第2 継続業務以外に実施する業務

1 不動産関係

- (1) 執行停止，執行取消し
- (2) 強制競売の開始決定，差押登記

* 形式的競売，区分所有法7条の先取特権に基づく担保不動産競売は，自動車及び小型船舶等の強制競売は，不動産強制競売に準じて，開始決定，差押登記する。

* 現況調査命令，評価命令は発令しない。

* 債権者・債務者・所有者への送達はしない。

- (3) 期日の取消し等

ア 配当期日，弁済金交付日の取消し（ただし，4月20日以降の既指定分で同月9日までに債権計算書がそろっていないものに限る。）

* 4月17日までの配当期日，弁済金交付日は実施する。

* 4月20日以降の既指定分のうち，同月9日時点で全ての債権者から債権計算書が提出されている事件については，実施する。

イ 売却実施処分取消し（差し当たり4月21日，5月19日開札分）

ウ 代金納付期限（4月中の期限）の延期処分

* ただし，納付を希望する者からの納付事務（移転登記嘱託を含む。）は取り扱う。

(4) 特に緊急性が高い事案についての取下げ処理

* 不動産については、原則として、取下げは緊急性が高いものとして扱う。

(5) 配当期日，弁済金交付日

4月13日から同月17日までの既指定分及び同月20日以降の既指定分のうち，同月9日時点で全ての債権計算書がそろっている事件についてのみ実施する。新たな期日等の指定は行わない。

(6) 特に緊急性が高い引渡命令申立事件の処理

2 債権関係

(1) 執行停止，執行取消し

(2) 配当期日，弁済金交付日の取消し（下記(5)を除く。）

(3) 債権差押命令の発令全件，第三債務者への送達

(4) 特に緊急性が高い事案についての取下げ処理

* 例えば，実際に差押えがされている事案については，緊急性が高いので，取下げ処理する。

(5) 配当期日，弁済金交付日

4月9日から同月17日までの既指定分及び同月20日以降の既指定分のうち，同月9日時点で，全ての債権計算書がそろっている事件については，実施する。

ただし，毎月配当を行う定期金（養育費，婚姻費用等の扶養義務に係るもの）については，その後も実施し，期日指定も行う。

その他の配当等の期日は，新たに指定しない。

3 財産開示，第三者からの情報取得関係

停止及び取消し

4 執行官室の業務

建物明渡断行，子の引渡し，保全執行，動産執行及び自動車の引渡執行，船舶国籍証書等の取上執行に関し，これらのうち特に緊急性が高い事案についての業務を行う。現況調査については，既に期日調整済みのものについてのみ行う。

5 その他

執行抗告，執行異議については，緊急性の高いものについてのみ通常処理する。緊急性の有無は個別に裁判官が判断する。

範囲変更の申立てについては，原則として仮の支払禁止命令をし，その後の進行は，個別に裁判官と相談する。

以 上